

萩・石見カントリー倶楽部

H・I・C倶楽部 会則



1. 目的

ゴルフを通じて健康の増進と技術の向上に努め、萩・石見カントリー倶楽部をご利用のお客様相互の親睦を図ることを目的とする。

2. 会員

所定の入会申込書を記入のうえ、萩・石見カントリー倶楽部へ提出した者を会員とする。会員には、会員証が交付される。

3. 入会の拒否

次の者の入会は、これを認めない。暴力団等反社会的行動がある団体の構成員または関係者ならびに暴力的不良行為を行う恐れのある者。

4. 会員期間

- (1) 新規に会員に申し込んだ場合は、申込みの月から会員資格が発生しこの月を含め12ヶ月とする。
- (2) 退会の場合には、現在の会員期間が満了する日までに当倶楽部へ申し出るものとし、申出のない場合には会員期間は自動更新される。

5. 会員資格の一時停止または除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当倶楽部は会員資格を一時停止または除名とすることができる。この場合、納入した会費は返金しない。

- (1) 利用約款に違反したとき。
- (2) 暴力団等反社会的行動がある団体に加入していることが判明したとき。
- (3) 暴力団等反社会的行動がある団体の構成員、関係者とプレーしたとき。

6. 会員利用規定の遵守および年会費の支払い

- (1) 会員は別に定める利用規定に従う。
- (2) 会費は原則として金融機関での口座自動振替により支払う。
- (3) 口座自動振替の月日は、新規入会の場合は入会月の翌月26日、更新の場合(再入会を含む)は新しい会員期間の始まる月の26日とする。
- (4) 会費を現金またはカードで支払う時は、新規入会の場合は会員期間の始まる月に、更新の場合は新しい会員期間の前月末日までに支払う。
- (5) 納入した会費は理由の如何を問わず返金しない。

7. その他

この会則および倶楽部利用約款に定めのない事項が生じた場合は、当倶楽部が決定するものとする。

平成17年(2005年)3月1日制定

平成20年(2008年)4月1日改定